大阪市告示第1527号

令和7年11月1日から供用を開始する港湾施設について、港湾法(昭和25年法律第 218号)第12条第5項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設の種類	名称	位置	面積	摘要
船客上屋	夢洲船客上屋	大阪市此花区夢洲中1丁	207.5 m²	新設
		目		

(大阪港湾局施設管理部海務課)